

令和５年度赤い羽根共同募金
赤い羽根共同募金飯田市共同募金委員会活動助成事業募集要綱
(私立保育園、就労継続支援Ｂ型、地域活動支援センター、障がい児通所施設)
(令和４年度募金による令和５年度助成配分)

１．助成の趣旨と内容

民間施設等の充実を図るため、長野県共同募金会飯田市共同募金委員会より、社会福祉施設等の物品購入事業及び小修理事業について配分を行う。

２．助成対象団体

- ① 私立保育園
- ② 就労継続支援Ｂ型
- ③ 地域活動支援センター
- ④ 障がい児通所施設（児童デイサービス）

３．助成対象

- ① 該当施設における遊具。
- ② 該当施設で使用する備品（消耗品は対象外）。
- ③ 令和５年４月から令和６年３月までに実施完了できる事業であること。
- ④ 公費及び他の助成金を受けていない、また、他の助成金に申請しない事業であること。
- ⑤ 運営費、人件費等は対象外とする。

４．助成限度額 １施設上限 ４万８千円（設置主体）

５．申請方法

- ① 別紙１の「令和５年度共同募金配分申請書」に必要事項を記入し提出。
- ② 以下の書類を添付すること。
 - ・ 見積書
 - ・ 前年度決算書（貸借対照表、損益計算書のみ）

６．申請書応募期間 令和４年１２月１４日（水）～令和５年１月２０日（金）（当日消印有効）

７．決定・助成の実施

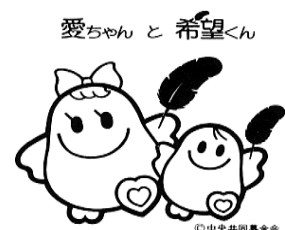
- ① 審査委員会において活動の内容を審査し、飯田市共同募金会委員会で決定する。
- ② 審査の結果、助成ができなかったり、助成額が減額されることがあります。
- ③ 審査結果の通知 令和５年６月下旬
- ④ 助成金の交付 助成決定後、請求書を事務局宛に送付。事務局にて確認後、指定口座に振込。

８．報 告

- ① 助成対象の事業が実施できない場合や、助成額の変更が必要な場合等は、速やかに下記担当まで連絡して下さい。

１０．提出先及び問合せ先

社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 総務課総務係
〒395-0024 飯田市東栄町 3108-1
電話 0265-53-3040 FAX 0265-53-3186



配分の欠格条項は以下の通りです。

共同募金の配分は次に該当する施設及び団体の事業に対しては行いません。

- (1) 国籍、宗教、政党、などのその対象を特に限定していて一般的に開放されず構成員の相互共済を主たる目的とする事業等、及び社会福祉的な性格の明らかでない事業。
- (2) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、運動のために、その手段として行う事業。
- (3) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っていると見なされる事業。
- (4) 公費及び他の助成を受けており、また、他の助成金に申請している事業。
- (5) 介護保険事業、障害者自立支援事業を行う事業所の本体事業。
- (6) 配分金以外の収入又は財源をもって実施することが妥当と認められている事業。
- (7) 経営上余裕のある施設又は団体が行う事業。
- (8) 配分による効果が期待出来ない事業。
- (9) 事業開始後満1年を経過しない施設又は団体が行う事業。ただし、特別事業については、本会が緊急と認めた場合はこの限りではない。
- (10) 本年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする事業。